

共有者不明森林等の特例を活用した 森林経営管理制度の取り組みと今後について



綾部市 農林商工部
林政課 林業振興担当
主任 伊賀原 司

令和6年1月23日(火)
浅草橋ビューリックホール



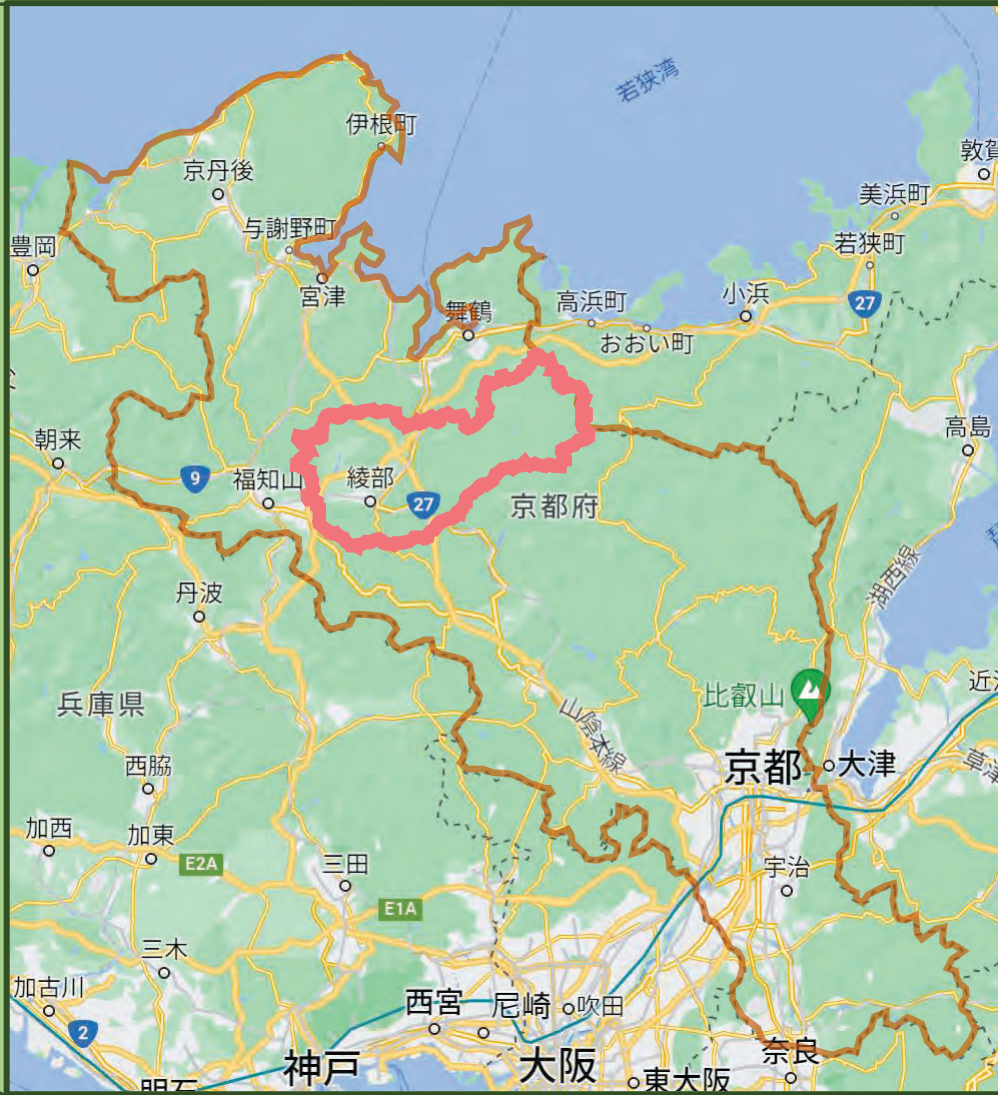
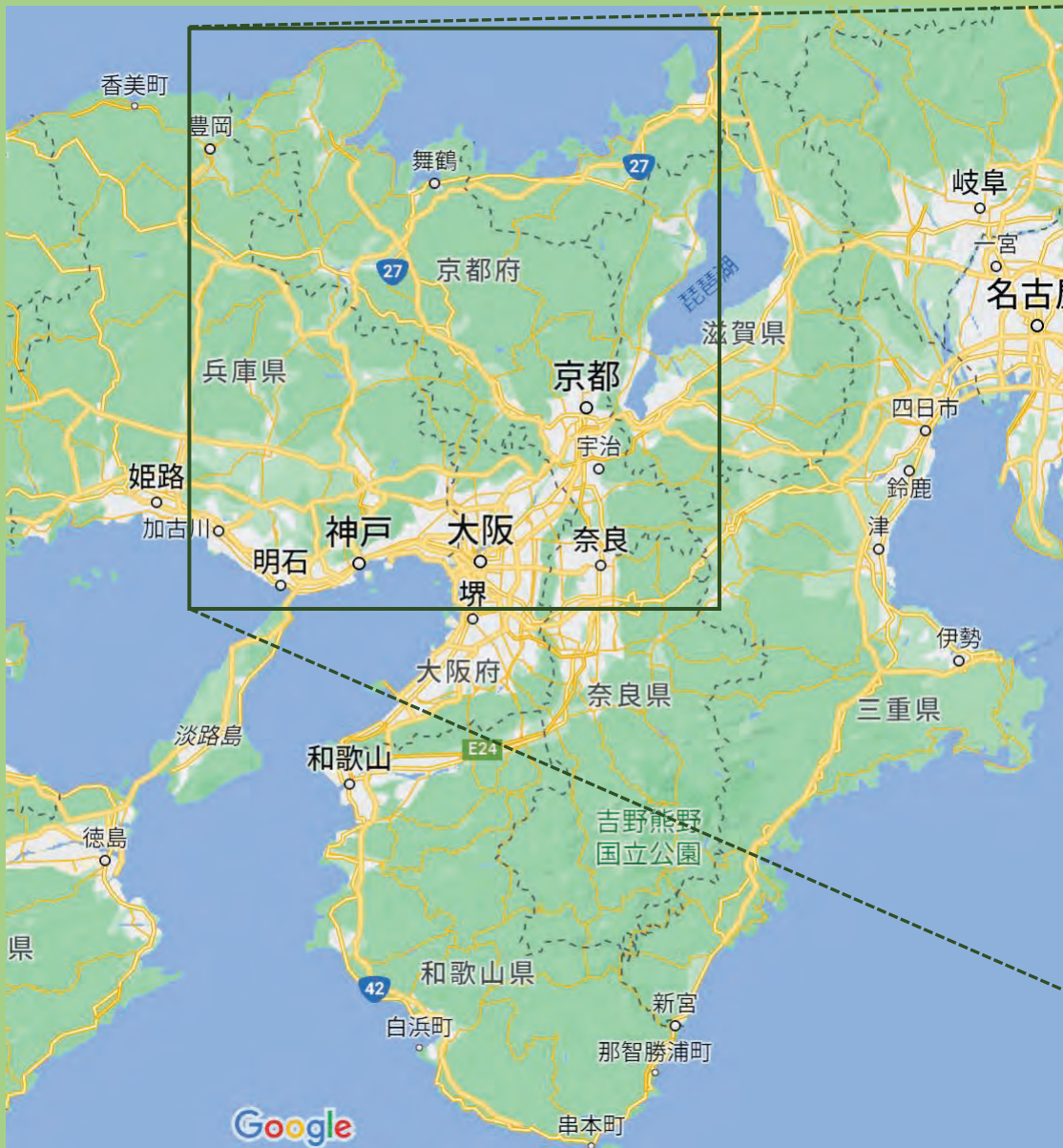
本日本話させていただき内容

- 1 綾部市について
- 2 制度取組の経過
- 3 特例を活用したモデル地区での取組み
- 4 取組み後の率直な感想
- 5 今後について



綾部市の森林経営管理制度の取組みと今後について

綾部市について



綾部市の森林経営管理制度の取組みと今後について



綾部市のマスコットキャラクター
「まゆピー」
Since 1990

綾部市の概要	
市制施行	昭和25年8月1日
面積	34,710ha
人口	30,596人
世帯	13,758世帯
主要産業	商業(繊維業・加工業) 農業(水稲・京野菜・茶)
主要交通	JR山陰本線 舞鶴若狭自動車道 京都縦貫自動車道
発祥	グンゼ 合気道 大本教 水源の里連絡協議会

綾部市の森林経営管理制度の取組みと今後について

綾部市の森林について



綾部市のマスコットキャラクター
「まゆピー」
Since 1990

綾部市の森林

総面積	34,710	ha
森林面積	26,559	ha
森林率	76.516	%
民有林全体	26,144	ha
人工林	11,841	ha
人工林率	45.29	%
(京都府平均)	37.9	(%)

※森林計画図を基に、人工林を緑、天然林をオレンジで着色

綾部市の森林経営管理制度の取組みと今後について

綾部市の森林について

綾部市の森林

総面積	34,710	ha
森林面積	26,559	ha
森林率	76.516	%
民有林全体	26,144	ha
人工林	11,841	ha
人工林率	45.29	%
	37.9	%)

- ◆山林の地籍調査の進捗はゼロ
- ◆市内の広範囲を手掛ける担い手が森林組合のみ
- ◆多く(ほとんど)の森林で相続登記がされていない
- ◆森林所有者の林業経営に対する意識は低い

	面積 (ha)	面積 (%)	人工林率 (%)
計	2,246	8.46	79.03
府有林	1,856	6.99	81.87
市有林	204	0.77	70.78
財産区有林	186	0.70	59.74
私有林	23,898	89.98	42.13

※市森林整備計画を基に、人工林・天然林の別、国有林、公有林、団体等所有林を抽出し、組合等の施業履歴(予定)を着色し作成


林政課の業務(令和3年度～)

- ◆ 森林計画業務
- ◆ 森林経営(間伐・造林・育林等)
- ◆ 木材の利用推進
- ◆ 治山・林道、災害関係
- ◆ 林産物(クリ・マツタケ等)の振興
- ◆ 有害鳥獣対策(捕獲・防除)



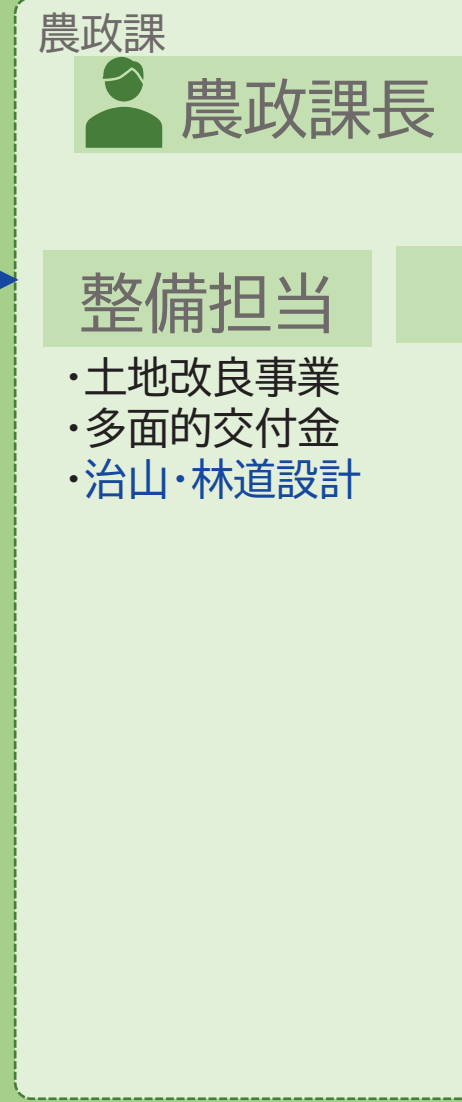
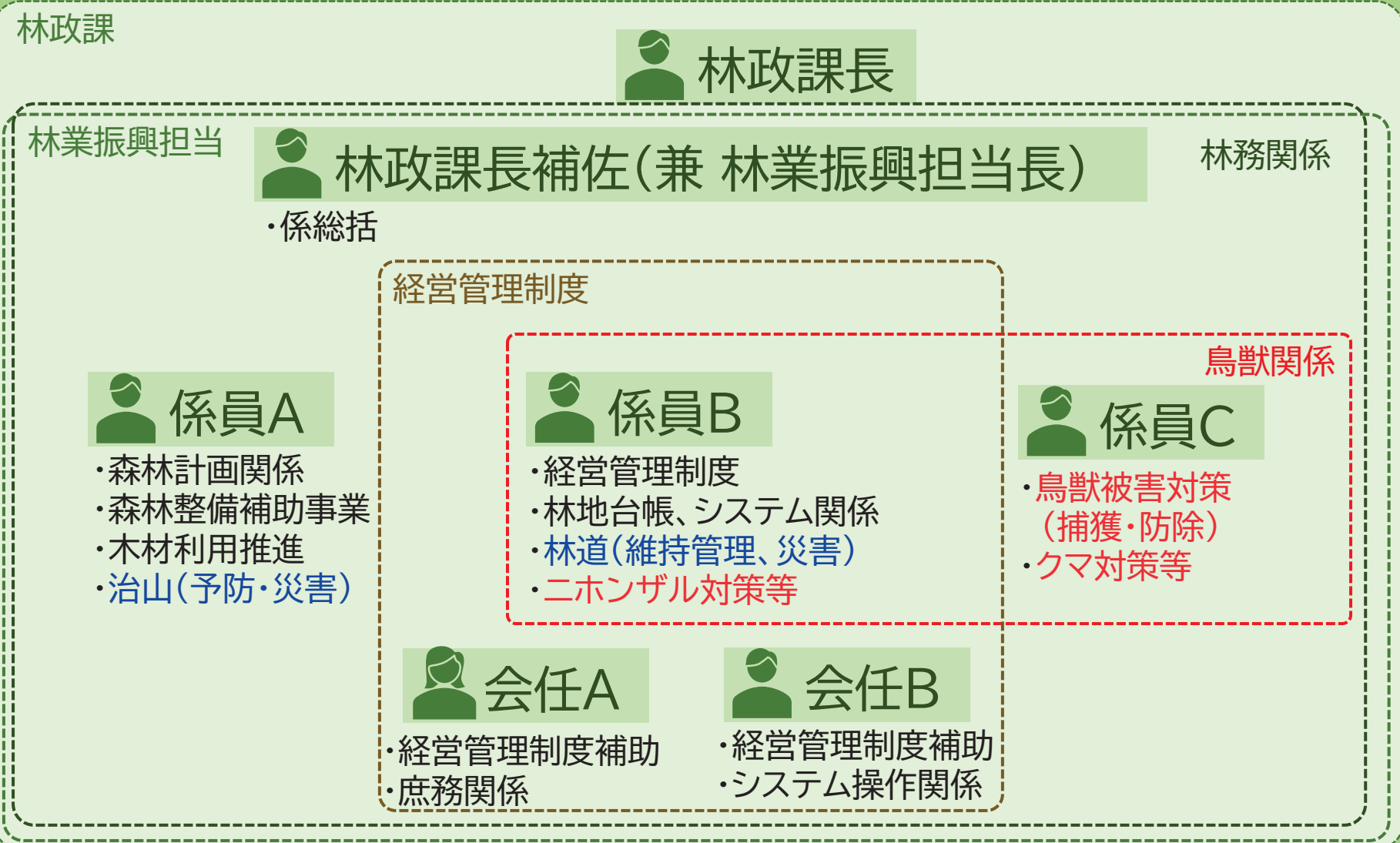
課長、係員(事務職)4名、任用職員(事務補助)2名※ 計7名で対応

※令和6年10月～ 1名

 農林商工部長

 農林商工部技監

当市林政課の体制



設計依頼 →

← 設計・積算

森林環境譲与税の執行状況について

(単位:千円)

年度	譲与税額	事業費	内訳	積立額 (運用益含む)	基金取崩額	基金残高
R1	17,759	2,499	職員雇用:1,172 委託費: 330	15,260	0	15,260
R2	37,738	10,563	職員雇用:3,785 委託費: 6,622	27,192	0	42,469
R3	38,539	44,196	職員雇用:3,967 委託費: 39,850	4,389	10,000	36,904
R4	49,942	30,255	職員雇用:3,447 委託費: 25,487	19,726	0	56,669
R5 (見込)	49,942	87,454	職員雇用:3,927 委託費: 35,000	12,088	50,000	18,655
R6 (見込)	61,100	61,100	職員雇用:3,927 委託費等: 56,123	0	0	18,655

※R5およびR6の譲与税は見込み額。千円未満の端数処理の都合上、千

譲与税執行率(通算) 90.5%

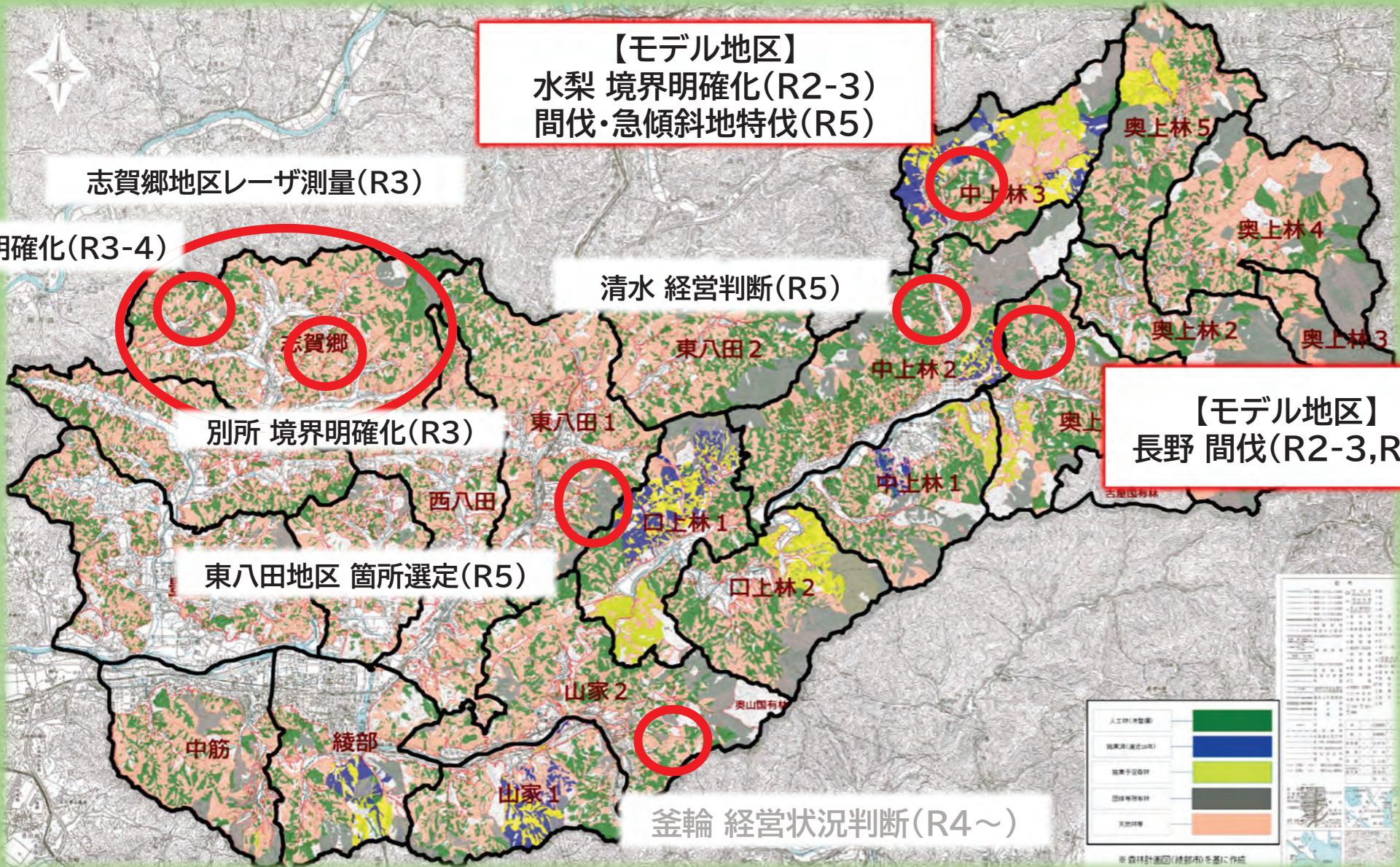
綾部市の森林経営管理制度の取組みと今後について

現在(R5.12末)までの取組のまとめ

年度	市全体	モデル地区		意向調査実施計画(長期計画)に基づく地区			地元要望
		奥上林地区 長野	中上林地区 水梨	志賀郷地区 別所・西方	山家地区 釜輪	東八田地区 (選定中)	中上林地区 清水
H30	・事前アンケート (市内自治会・生森)						
R1	・経営管理推進会議設立 (第三者委員会) ・意向調査実施計画策定 (長期計画)	・モデル地区選定 ・地元説明会 ・意向調査 ・土地調査、公図合成	・モデル地区選定 ・地元説明会 ・意向調査 ・土地調査、公図合成				
R2	・「地元要望による受入 のガイドライン」策定	・所有者探索 ・集積計画策定(一部) ・間伐(一部 2.60ha)	・所有者探索 ・境界明確化等 (5.78ha)	・地元説明会			
R3		・所有者探索 ・集積計画策定(完了) ・間伐(一部 2.04ha) ・共有林の裁定申請	・所有者探索 ・境界明確化等 (24.86ha)	・土地調査、公図合成 ・航空レーザ測量 (2,033ha) ・境界明確化等 (別所 168.9ha・西方一部)	・地元調整		・地元からの要望 ・地元による合意形成
R4	・意向調査実施計画の 精度向上(精査)	・共有林の権利取得 (制度特例の活用)	・集積計画策定	・R3実施分境界同意 ・境界明確化等 (西方 471.7ha)	(林業事業体による 直接の経営計画策定)		・地元調整 ・現地下見調査
R5	・図書館木質化(譲与税)	・共有林の間伐(1.18ha) 完了	・間伐(5.27ha) ・除伐(5.92ha)	・R4実施分境界同意 ・森林集積、意向調査	(林業事業体による 施業)	・実施個所の選定 (森林精査の結果 を反映したもの)	・資源調査等 ・経営判断

赤字:譲与税を充当した事業

現在までの森林経営管理制度の取組状況



綾部市の森林経営管理制度の取組みと今後について

モデル地区での取組(長野地区)

長野地区位置図

共有名義林
と同時整備

25名共有名義林

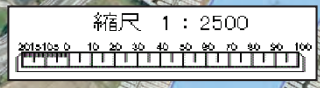
凡例

- R2集積計画同意・間伐済
- R3集積計画同意・間伐済
- 共有名義林・間伐済



長野集落

府道1号線



- 令和元年度
モデル地区に設定
意向調査実施
所有者探索開始
 - 令和2~3年度
所有者探索
間伐の実施
 - 令和3年度
共有林の裁定申請
(確知所有者不同意)
 - 令和4年度
共有林の権利取得
(共有者不明森林)
 - 令和5年度
共有林の間伐
- 制度の取組完了

※間伐実施面積

R2	2.60ha
R3	2.04ha
R5	1.18ha
計	5.82ha

モデル地区での取組(長野地区)

R5共有林(特例活用)間伐分



綾部市の森林経営管理制度の取組みと今後について

モデル地区での取組（長野地区）



モデル地区での取組み(長野地区)

初めての集積計画の策定に向けて

「意向調査」と「集積計画」の温度差

(意向調査作成時)

- ①地元説明会(制度説明)
 - ②森林所有者に対する意向調査
 - ③共有林の代表者のヒアリング
- あたりを済ませれば、
後は所有者探索をすれば集積計画は
作成できるな

と呑気に思っていたが



実際に業務に取り掛かってみると…

登記簿:所在地、面積、地目、**法的な所有者**

森林簿:林班、小班、現況樹種、現況林齢、**編成当時の所有者**

の情報が混在するため、公図・計画図がそれぞれ同じ位置のものを指しているのかを調べる必要がある



どういふことか？

現地に行ってみれば、森林簿情報と異なる樹種が生育しているケースが多々あり、

→・ここの地番は〇〇で合ってる？

・本当にこの土地は〇〇さんのもの???

という疑問が残り、行政の発信する文書として森林簿の情報だけをもって送付してよいのか？と悩む

お叱りが来るかも



モデル地区での取組み(長野地区)

疑問を解決していくためにどうしたか？

①「この地番で合ってる？」 → **土地情報を整理しよう**

境界明確化(所有界)は森林組合により既に実施済みであるものの…

公図合成・公図割込み図を土地家屋調査士に委託

→一筆ごとに森林簿と公図を突合し、登記名義人の整理を行った

もしかして:**二度手間?**



②「本当に〇〇さんの土地？」 → **所有者情報を整理しよう**

集積計画は「所有者(相続権利者)」全員の同意が必要なため…

①で得られた登記名義人の情報を元に直営で徹底的に探索を行った。

(直営の理由)

新たな権利者が認知されるたび、戸籍の公用請求をしなければならない上、着手の段階ではどこまで裾野が広がっていくのかが予想がつかない

終わりが
見えてこない…



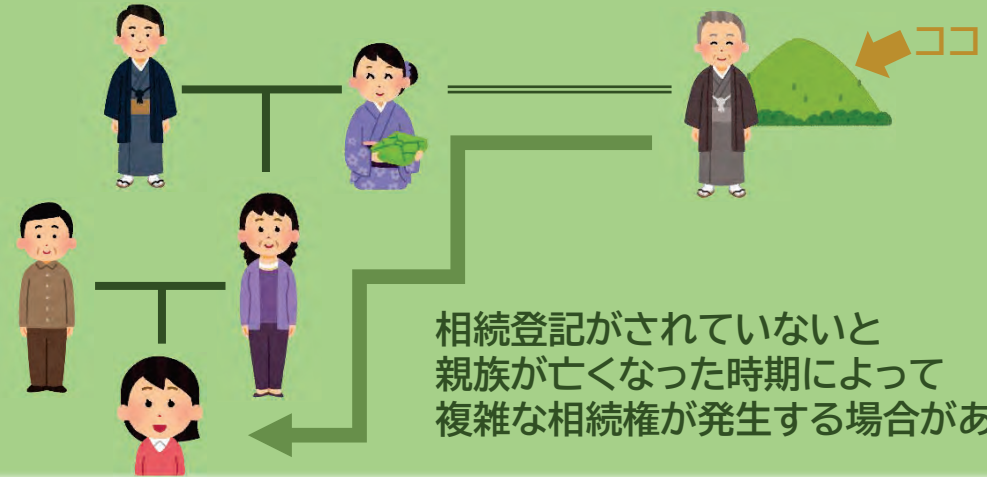
モデル地区での取組み(長野地区)

所有者の同意取得のための相続人探索

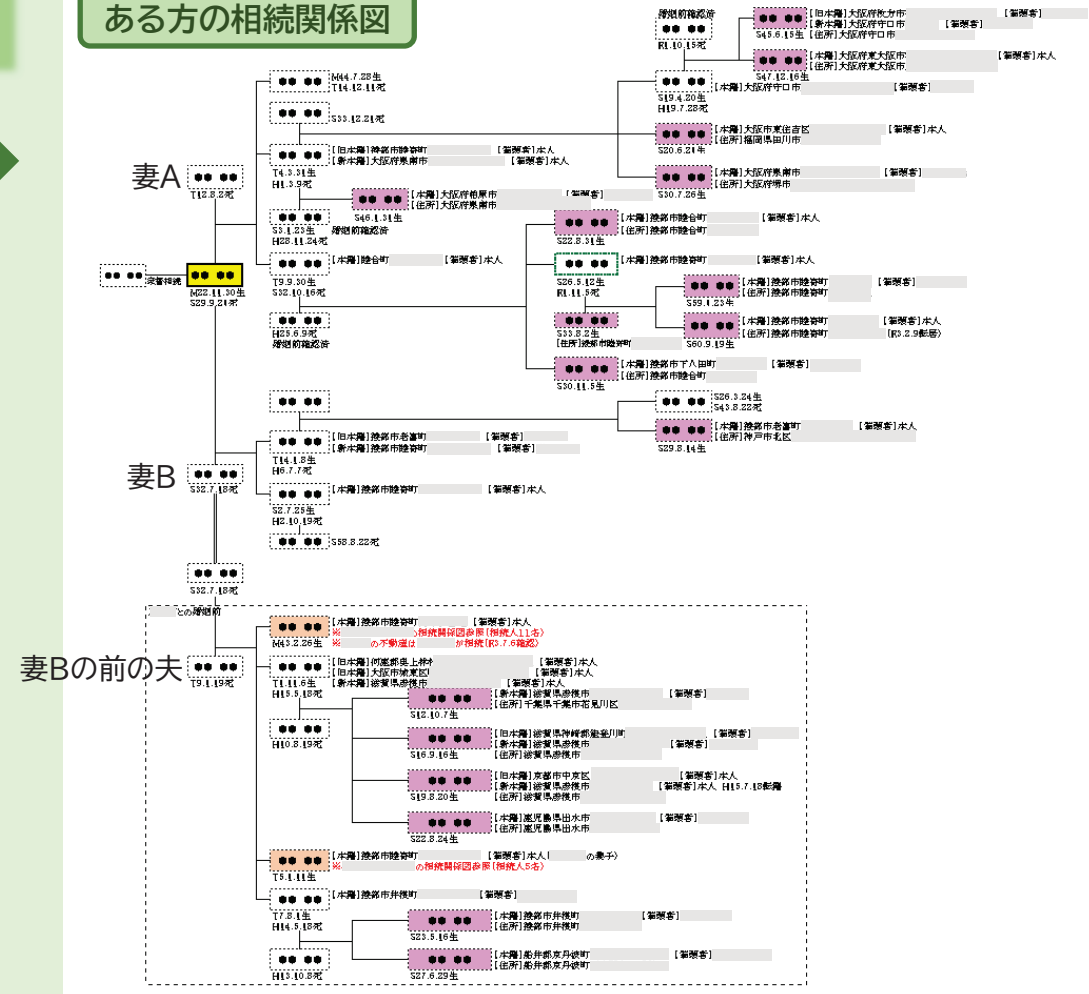
戦中・戦後特有の複雑な相続関係が

言葉だけで説明すると...

- ①母方の「おばあさん」が「おじいさん」と離婚
- ②その後「おばあさん」が「別の男性」と再婚
- ③その「再婚した別の男性」の名義土地の相続権利者



ある方の相続関係図



モデル地区での取組み(長野地区)

同意書の送付の際にどういうケースに直面したか…

- ・怪しい手紙が届いたんだけど？
- ・山を綾部市に取られるの？どういうこと？
- ・〇〇さん(被相続人)って誰？私とどういう関係？

制度や森林整備以前の部分での
お問い合わせが非常に多かった

説明の結果…

- ・「綾部市」なんてところ聞いたこともない！
- ・私には関係ないからほっといて！
- ・関わりたくもない！
- ・得体のしれない物に同意なんかしない！

…ただし、これらの意見は
森林整備自体への反対ではない

➡ 制度特例の活用を検討

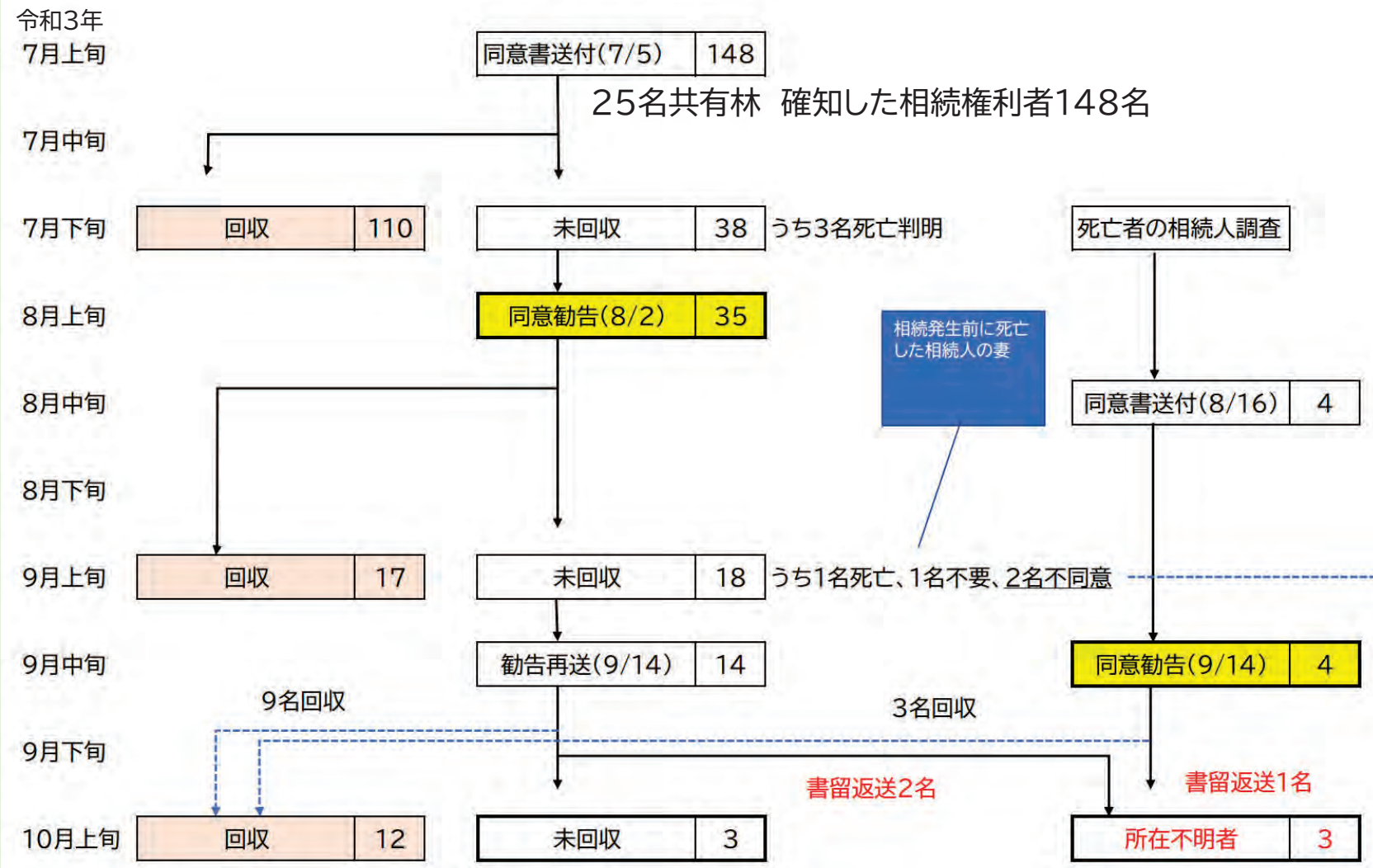


手入れのされていない森林を
所有者に代わって市が整備する
という新しく始まった制度でして…

所有者へのデメリットは特段ありませんので
森林整備に自体に反対でなければ
同意だけでもお願いできませんか…

なるべく丁寧な説明を心掛けるが
相続関係について尋ねられると
特に昔の場合の離縁等はデリケート
な話題であるため親族間でも秘匿
されているケースも多いため説明に
苦慮する

モデル地区での取組(長野地区) - 制度の特例活用に挑戦 -



制度の特例の活用 - 確知所有者不同意森林の特例 -

- 特例にかかる経過
- 令和元年8月 モデル地区設定
 - 令和2年6月 所有者探索開始
 - 同 11月 おおむね探索完了 → 5~6か月
 - 令和3年2月 意向調査の実施 → 自治会長へ
 - 同 6月 追加探索ほぼ完了 → 概ね1年
 - 同 7月 集積計画同意書送付
 - 同 10月 府あて裁定事前相談
 - 令和4年2月 裁定申請受理
 - 令和4年10月 知事裁定
- ※探索開始から2年3か月

モデル地区での取組(長野地区)－制度の特例活用の合わせ技－

経営管理権を取得するためには『所有者全員』の同意が必要

登記情報から得られた所有者



相続人探索



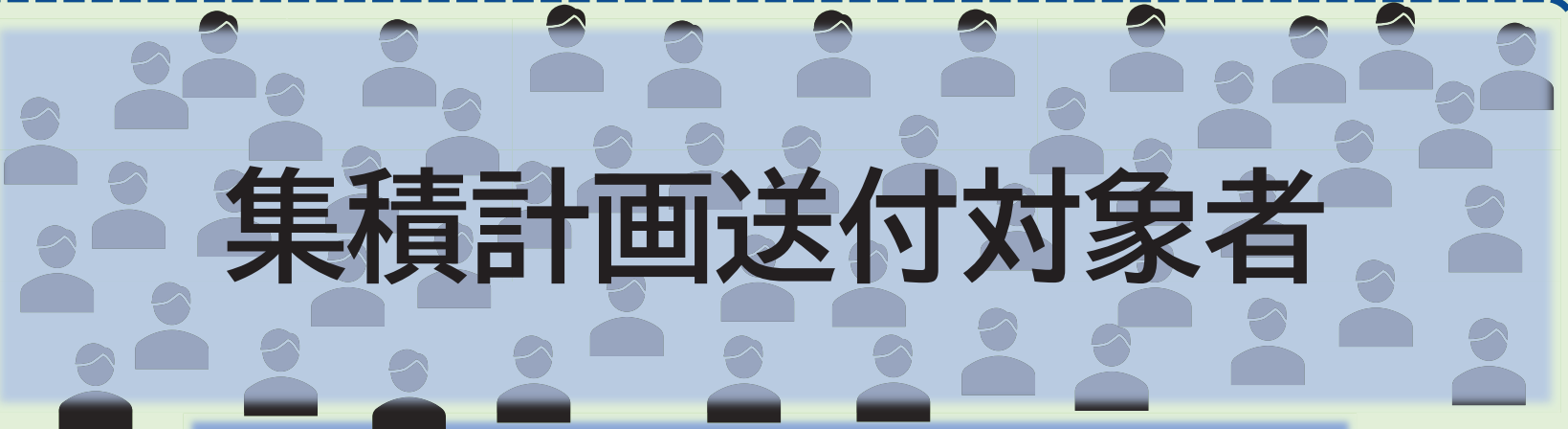
登記情報が不十分で
個人が特定できない
所有者※

※明治時代の連名登記で、
住所の番地記載がない者

戸籍担当部局に住民票を請求
する場合は、

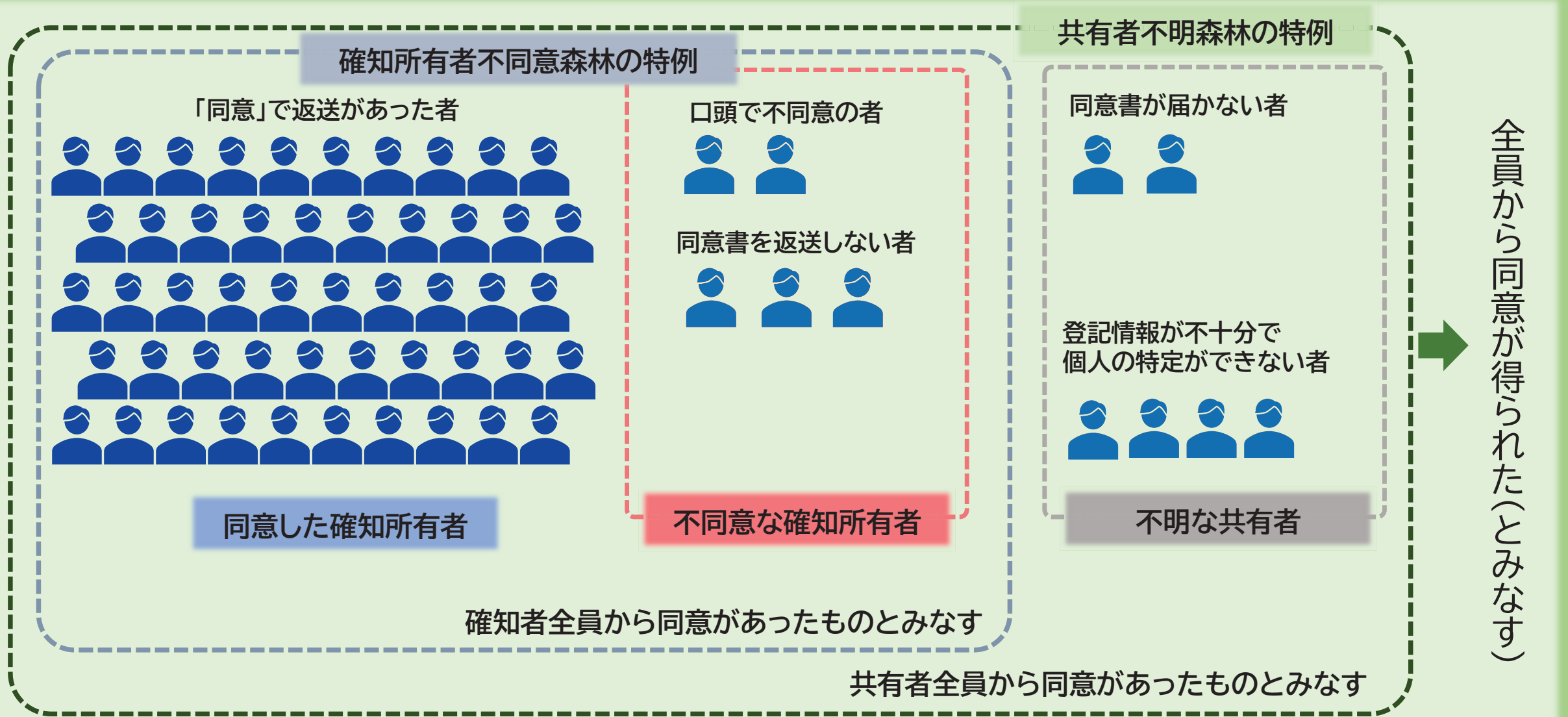
- ・氏名
 - ・住所
- の情報が必要なため、請求で
きかない→不明者として取扱う

集積計画送付対象者



探索の結果、確知した**存命の所有者**(相続権利者)

モデル地区での取組（長野地区）－制度の特例活用の合わせ技－



モデル地区での取組（長野地区）－特例活用での整備－

施業前



木が混みあっており全体的に暗く、
下層まで十分な光が届いていない

施業後



間伐を実施したことで、光が林内に差し込む
ようになったことで、下層植生の復活に期待

まとめ①－制度特例の活用を通して－



【ここは良かった】

★懸念であった森林の整備を市が主導で実施することができたことは、
★森林整備がうまく進んでいない当市にとっては大きな前進



【ここはイマイチ】

所有者探索を実施し、同意の取り付けを開始してから
経営管理権を取得するまで実に3年弱を費やし、整備ができたのは0.3ha



【疑問として残った】

林業事業体主体であればもっと早く整備にたどりつくことができたのでは？
限られたマンパワーと予算で、探索に費やす「然るべき努力」はどこまでか？



【それでもやる意義はある】

今回のように、自治体等が防災上から森林整備が必要であると判断しても、
自力での整備や同意取得が困難な森林に対しては画期的なツールである

まとめ②－制度開始から今までと今後について－

◆一定実績は出来たが想定よりかなり時間がかかる

- ・多くの事業とは異なり、着手から単年度で終わるものではない
- ・境界明確化等で一番苦慮しているのは同意の取り付け



- ・相続人の探索は次から次へと相続権利者が出てくるため、一向に終わる気配が見えない

◆経営管理制度だけでは森林整備はスムーズに進まない

- ・長い時間をかけた割には、整備にかかることが出来た面積は20haに満たない
- ・森林経営管理制度の活用だけでは、到底すべての森林(人工林)をカバーすることは不可能
- ・市町村だけでなく、地元や林業事業体にある程度動いてもらえることでスピードアップ
- ・大きく整備すべきところ、細かく整備するところのプランやビジョンが大事

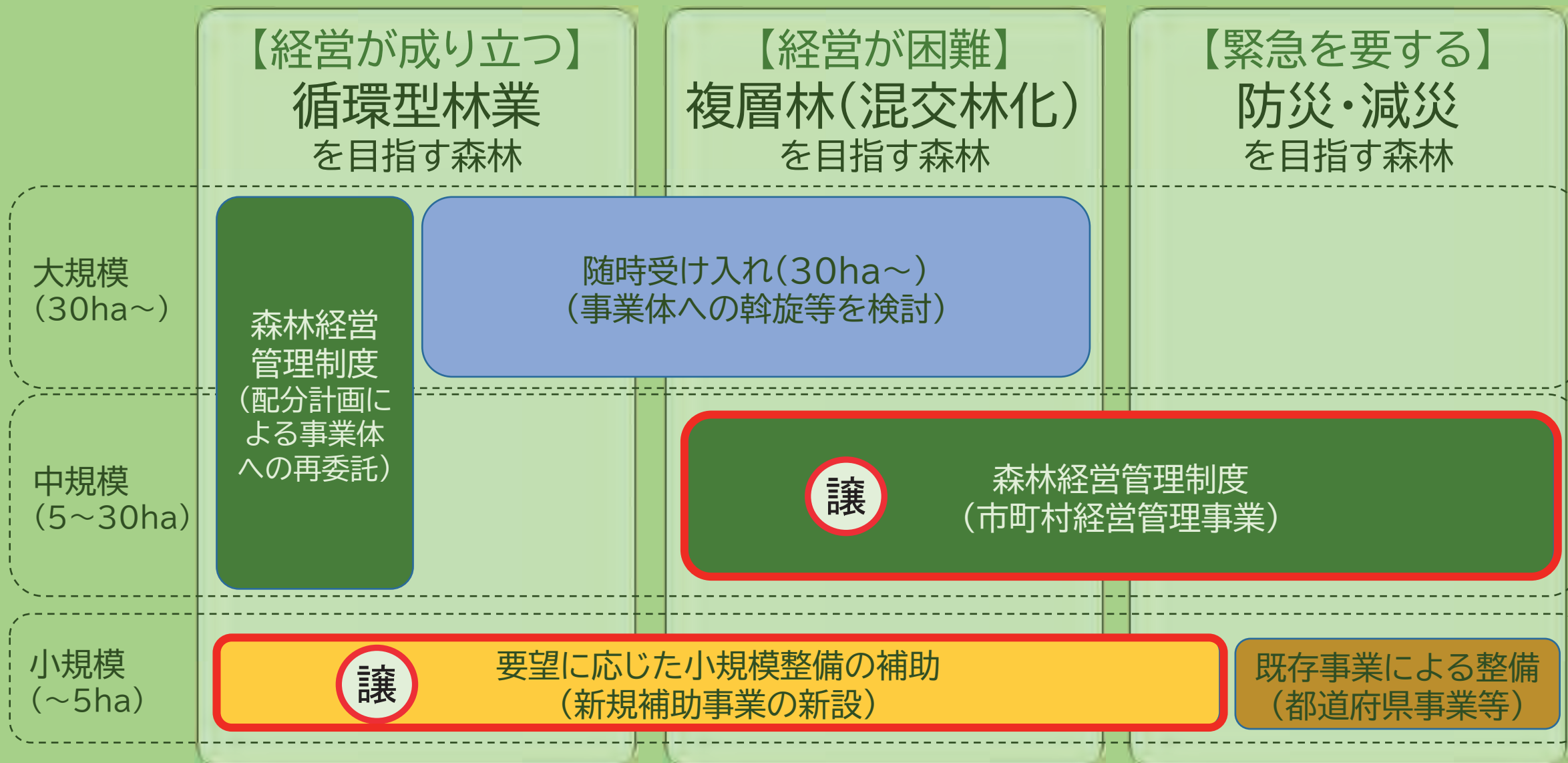


◆譲与税の満額譲与を機に、新たな補助事業等を検討

- ・市、林業事業体、団体や森林所有者が参画することで効率的な施業を進めることができる
- ・市は「経営管理制度を推進」し、今まで整備できなかった箇所の実施
- ・林業事業体は「既存の森林整備事業」を活用し、市がその下準備等のサポートを行う
- ・団体や森林所有者は「小規模な森林整備」を進め、市がその補助を行う



将来的な森林経営管理についての構想(新たなビジョン案)



ご清聴ありがとうございました

イラスト素材：
[かわいいフリー素材集 いらすとや \(irasutoya.com\)](http://irasutoya.com)



綾部市林政課